

ESGポリシー

(背景)

第1条 近年、投資運用業者、/投資助言業者、個人投資家および機関投資家を含む投資業界において、環境、社会およびコーポレート・ガバナンス（以下総称して「ESG」という。）の重要性が益々認識されている。投資運用業界におけるリーディングカンパニーのひとつとして、当社は、投資家への最善のリターンは、環境、社会およびコーポレート・ガバナンスの各分野について、投資家の意思を尊重することにより達成されるという考えに基づき、事業を行うこととしている。本ポリシーは、これに関する当社の方針を明らかにするものである。

(適用範囲)

第2条 本ポリシーは、当社が運用するファンドに投資し、または投資を希望するすべての投資家に適用するものとする。投資家は、その長期的な投資目的が本ポリシーと一致しているか否かを検討の上、ファンドへの投資判断を行う。

(環境に対する責任)

第3条 1. 当社は、投資意思決定および投資後のモニタリングにおいて、以下の環境要因に十分配慮し、環境に対して責任を負うべき投資会社として事業を行う。

- ① 大気汚染と水質汚染
- ② 気候変動
- ③ エネルギー効率
- ④ 危険物
- ⑤ 土壌汚染
- ⑥ 廃棄物処理

2. 当社は、上記の環境要因を評価する上で、環境問題について予防的アプローチにより投資先企業における環境に対する責任のある事業運営を促進する。

(社会的責任)

第4条 当社は、社会的責任のあるメンバーとして、一連の投資サイクルを通じ、以下の要因を考慮した投資を行う。

- ① 国際的に宣言された人権の尊重
- ② 人権侵害の回避
- ③ 団結の自由と団体交渉権の認定

- ④ あらゆる形の強制労働と児童労働の回避
- ⑤ 差別的な労働慣行の排除
- ⑥ 製品の安全性の尊重
- ⑦ 武器、タバコ製品および違法薬物の製造、販売または貿易並びにギャンブル及び売春への関与の回避
- ⑧ 反社会的勢力（個人、団体その他の機関を含む。）との関係遮断

（コーポレート・ガバナンスの責任）

第5条 コーポレート・ガバナンスの提唱者として、当社は投資意思決定および投資後のモニタリングにおいて、投資先企業における以下のコーポレート・ガバナンスの問題に対し、十分な配慮を行う。

- ① 汚職、贈収賄
- ② 私的独占や不公正取引
- ③ 取締役会の適正な構成および運営
- ④ コンプライアンス
- ⑤ 内部統制

（ESGポリシーの実行）

第6条 当社は、このポリシーを実行するため、環境、社会およびコーポレート・ガバナンスに関する方策の開発および実行について合理的な努力を行い、誠意を持って取り組む。

（ESGポリシーの変更）

第7条 当社は、広く行われているESG動向を反映させるため、本ポリシーを定期的に見直し、必要に応じて変更する。本ポリシーは、取締役会の決議によるみ変更することができる。ただし、用語の修正等を含めた軽微な変更は代表取締役の決裁により変更することができる。